

令和4年度  
**北斗市奨学金  
奨学生募集**

●奨学金の種類

- ・奨学資金：進学先に応じ月額貸与
- ・入学一時金：入学時に要する資金の貸与

※いずれも無利子、最長20年までの返済。

●要件

- ①向学心に富み、学業に優れた方。
- ②高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校（高等課程・専門課程）に在学または進学希望の方。
- ③奨学生希望者の保護者の住所が北斗市にあり、その保護者の所得の合計が一定の基準以下であること。
- ④連帯保証人は2人、税金などの滞納がないこと（うち1人は保護者）。
- ⑤世帯員に税金などの滞納者がいないこと。

●申請方法／学校教育課（かなでる内）または市民窓口課（北斗市総合分庁舎内）に備え付けの申請書に内容を記載し、必要書類を添付のうえ、11月1日(月)までに提出してください。

※他の奨学金の貸し付けと併用することはできません。

奨学金の種類 学 校 区 分	奨学資金貸与金額(月額)				入学一時金貸与金額 (入学年度のみ)	
	自宅通学		自宅外通学		自宅通学	自宅外通学
	国公立	私立	国公立	私立	*金額は国公立、私立共通 *貸付金額は選択制	
高等学校、専修学校[高等課程]	12,000円	24,000円	17,000円	29,000円	・100,000円 ・200,000円	・100,000円 ・250,000円
高等専門学校 第1学年～第3学年	15,000円	26,000円	20,000円	29,000円	・200,000円 ・300,000円 ・400,000円	・200,000円 ・400,000円
第4学年～第5学年、専攻科	34,000円	42,000円	40,000円	49,000円		
短期大学(専攻科を含む)、 専修学校[専門課程]					34,000円	43,000円
大 学						

**償還免除制度**

北斗市奨学金は、一定の要件を満たす場合、償還免除を受けることができます。

成績優秀者に対する  
入学一時金の償還免除

卒業後に北斗市に居住し  
就職した場合の償還免除

●要件／申請時に在籍している学校の在学期間中の評定平均が4・5以上の方（ただし申請者の保護者の住民税が申請時点で非課税の場合は4・0）。

●要件／次の(1)または(2)のいずれかに該当する方

- (1)令和3年3月以降に卒業し、1年以内に北斗市または近隣市町の事業所に正規雇用として就業した市内在住の方。
- (2)令和3年4月以降に北斗市内に転入し、北斗市または近隣市町の事業所に正規雇用として就業した市内在住の方。

※高等専門学校（4～5年生6ヵ）、短期大学、大学、専修学校の専門課程の在学分として貸し付けた北斗市奨学金が免除の対象です。

※奨学金の償還に滞納がある方は免除を受けられません。

●免除額

- (1)市内の事業所に就業する場合  
申請月の翌月以降の申請年度の償還額の全額
- (2)近隣市町の事業所に就業する場合  
申請月の翌月以降の申請年度の償還額の4分の3の額

奨学金の貸付を  
受けている方へ

既に北斗市奨学金の貸付を受けている対象者の方には、償還免除についての案内を送付していますので、希望する場合は申請してください。

問 市教育委員会学校教育課  
育係 ☎74・2000



マイナンバーカードの受取り・電子証明書の更新  
**マイナンバーカード臨時窓口** (要予約)

ご予約はインターネットまたはお電話で

●受付場所／北斗市役所市民課

開設日時	予約申込期限
8月19日(休) 午後5時～7時	8月16日(月) 午後5時
8月29日(日) 午前8時30分～正午	8月24日(火) 午後5時

●予約URL／

<https://www.harp.lg.jp/SnuZhceg>

問 市役所市民課窓口係 [内線113～116]

